

**神之瀬川漁業協同組合
内水共第36号及び第37号第5種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、神之瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第36号及び内水共第37号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模
リール竿	全区域	1人4本以内とする

- 2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から11月30日まで
ます	3月1日から8月31日まで

- 2 前項の公示は、組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはな

らない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
指谷橋より下流を除く全区域	手ヤス、ちょんかけ、とも釣、ちやぐり針、投網、抄網	5月20日からあゆ解禁日まで
	手ヤス、ちょんかけ、ちやぐり針、投網、抄網	3月1日から理事が定め公示する日（夜川解禁日）までの期間内で、日没後から日の出まで
	リール竿、投網、抄網	こい放流日から理事が定め公示する日まで
ふるさと村高暮前の橋より下流 1,700m の全区域	手ヤス、ちょんかけ、とも釣、ちやぐり針、投網、抄網、	8月20日から10月31日まで
下門田 五郎四郎井堰より上流 500m の全区域	すべての網類、手ヤス、ちょんかけ	1月1日から12月31日まで
高暮小水力堰堤より上流 300m の全区域		
新市原田井堰より上流 300m の全区域		

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	とも釣、ちやぐり針、投網、抄網	日券 3,500円	年券 7,500円
こい、うなぎ	リール竿	日券 2,500円	年券 6,500円
こい	手釣、竿釣、つけ針、手ヤス ちょんかけ	日券 1,500円	年券 5,500円
ます	手釣、竿釣、ルアー、フライ		
うなぎ	つけ針、手ヤス ちょんかけ		

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	神之瀬川漁業 協同組合	庄原市高野町新市 676-5	0824-86-2011
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守について必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日（令和6年1月1日）から施行する。

(別記様式第1号)

遊漁承認証

表		裏
		No. _____
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	(住所)	
	(氏名)	
	(年令)	
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
神之瀬川漁業協同組合		(印)

○注意事項
1 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協までご一報ください。
2 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
3 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

○当組合が行っている増殖事業
1 この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、広島県内水面漁場管理委員会より示される増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理
1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

(別記様式第2号)

漁場監視員証

表		裏
		No. _____
漁場監視員証		
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。		
氏名 _____ (年令)		
有効期間		
発行者		
神之瀬川漁業協同組合		(印)

注意事項
1 漁場を監視する場合は、本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけること。